

【裁定委員会】2024年7月11日付け決定

事案1

1 懲罰対象者

高等学校バスケットボール部指導者

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2024年7月11日（懲罰決定の日）から4か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2024年7月11日（懲罰決定の日）から4か月間停止）する。

3 懲罰の起算日

2024年7月11日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当

5 事案の概要

所属選手に対する暴言行為（人格を一方的に否定し、侮辱する発言。自尊感情を傷付け、侮辱する発言。）

事案2

- 1 懲罰対象者
高等学校バスケットボール部指導者
- 2 懲罰の内容
譴責の処分を科す。
- 3 懲罰の起算日
2024年7月11日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピングおよび八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
所属選手複数名に対する不適切行為（不適切な発言等）

事案 3-1

1 懲罰対象者

都道府県協会役員兼専門委員会委員長

2 懲罰の内容

本協会の登録資格を、2024年7月11日（懲罰決定の日）から2年間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2024年7月11日（懲罰決定の日）から2年間停止）する。

3 懲罰の起算日

2024年7月11日（理事会決定の日）

4 懲罰の理由

本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない」に該当

5 事案の概要

都道府県協会から受領した金員の目的外流用

事案 3-2

- 1 懲罰対象者
都道府県協会専門委員会役員
- 2 懲罰の内容
本協会の登録資格を、2024年7月11日（懲罰決定の日）から1年6か月間停止（バスケットボールに関する一切の活動について、2024年7月11日（懲罰決定の日）から1年6か月間停止）する。
- 3 懲罰の起算日
2024年7月11日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない」に該当
- 5 事案の概要
都道府県協会から受領した金員の目的外流用

事案 3-3

- 1 懲罰対象者
都道府県協会
- 2 懲罰の内容
譴責の処分を科す。
- 3 懲罰の起算日
2024年7月11日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
本協会倫理規程〔遵守事項〕に定める「補助金、助成金等に関して不正な経理処理および不正な申請、ならびに脱税その他の経理に関わる不正な行為を防止しなければならない」、「適切なガバナンス体制を構築し維持するよう努めなければならない」に該当
- 5 事案の概要
都道府県協会専門委員会が行った都道府県協会から受領した金員の目的外流用を防止できなかった。